

# とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同  
 発行人:佐藤陽治  
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301  
 TEL&FAX 03-3262-4440  
 メール [info@union-tg.org](mailto:info@union-tg.org)  
 ブログ <http://blog.union-tg.org/>  
 ホームページ <http://www.union-tg.org/>  
 郵便振替 00110-8-120661

## 分会報告 育成会分会は、法人があくどさを増すほど、 闘う多くの仲間との固いスクラムを強める！

### 経営法曹の弁護士が仕切る、空洞化した不誠実団交

6月19日、団交が行われた。法人側「団交団」は、弁護士2名(うち1名は何も語らず)と法人理事1名とその他の団交団員2名であった。団交は今回で13回目を数えるが、法人はますます中身を空洞化させてきている。法人が経営法曹の弁護士を団交団に入れてから、法人の経営の姿勢も変わってきている。経営法曹とは「法にふれなければなんでもよい」という脱法行為の専門家とも言われる。正義の道ではなくても、罰せられなければよいのだそうである。一方、当会の活動は知的障害の人たちのために法整備や社会的環境を作ることにある。その団体が法の精神も守らず「罰せられなければよい」という判断でことをなすことになるなら、知的障害の人の法整備をいくら訴えても法人の言動の中身は空無化するだろう。労働者の権利を侵害しながら知的障害の人の権利を守る、というアクロバチックなことなどできるものか。

*法人は団交の弁護士任せをやめて、運営に責任のあるものが出席する団交を誠実に控え！*

### 法人の通告書

団交のあと、法人は「労使協約で既に実施されてきた事項」という文書が「育成会と労働組合との間で合意したものではなく、また育成会理事長の署名または記名・押印もされていない」という理由をもって、そこに記載された内容についての労使間の合意を否定する通告書を組合に送付してきたが、とんでもない。この文書は、各種労働条件に係わる事項が長年にわ

たり職員と理事者との間の協議を経て双方の合意の下に実施されてきたを示している。またそのように協議によって各種労働条件が蓄積されているにもかかわらず、その合意の結果である労働条件について一方的に改悪、変更をしようとするのは、使用者としてあるまじき専横的行為である。

*法人は「通告書」の即時撤回をしろ！  
就業規則の改悪策動を許さないぞ！*

### 労災隠しか？ 申請書の資料作成も協力を拒否

職場で起きた事故・災害については使用者に責任がある。責任をとろうとしないのは到底使用者として許される行為ではない。その責任を逃れようとするれば、そういう法人の人権活動の中身は腐る。先日より進めている組合員の腰痛による労災申請の資料作りのための職場の写真撮影や室内の採寸について協力しない理由は、「前に腰痛があったと本人が言っていた」「腰痛が起きるような業務ではない」「組合が来るのは困る」と理由にならないことを言い、組合嫌悪を色濃く出してきた。こういう態度・そのありかたの結果は、知的障害者の人権にも悪い影響をもたらすだけだ。

*法人は労災隠しをするな！  
労災申請の邪魔をするな！*

### 東京都労働委員会はただちに審問を開始せよ！

～「右向け右」の和田公益委員

7月2日に、東京都労働委員会における第4回調査が開かれた。組合としては、早期に審問を開始させるために審問期日設定要求書を提出していた。昨年12



## ブリタニカ闘争報告

## 労働者の味方でない 東京都労働委員会命令 その誤り

## ブリタニカ中労委闘争準備書面(2)報告

闘華前号(6月号)では、最終準備書面(1)で渡辺公益委員の常軌を逸した、被申立人日本ブリタニカ側に偏った審査指揮が繰り返されたことを暴露した。

準備書面(2)では、会社側が、渡辺公益委員が要請した奥井社長の証人出頭と、陳述書の提出を拒否したことを踏まえつつ、都労委初審命令が「組合が申立期間1年を経過した」ということを理由に組合の、審問での立証を全て考慮外とし、会社側の答弁書、証言のみを丸写しにした命令であることを、具体的な論点ごとに明らかにする内容となった。

労働委員会が労働者の権利擁護の機関でなくなったことが如実に示されている。

## 都労委命令の誤りその1 「組合に十分説明した」

2001年3月28日のシカゴ本社と日本ブリタニカ奥井社長との間の電話会議とメールのやり取り、日本ブリタニカ事業閉鎖、340名全社員解雇の経過について、「組合に十分説明した」と認定しているが、これが真赤なウソであったことを明らかにした。

救済申立までの10回の団交の内7回の団交で会社側は「組合に十分説明した」と認定しているが、これも実態はまったく無く、会社側の答弁書、証言の丸写しであることを明らかにした。

## 都労委命令の誤りその2 団交議事録

まず都労委は、「議事録については」と事柄を単純化し、会社側団交員栗津が録音テープを拒否したため組合が議事録の作成を提案したこと、会社側が承諾した事実を省き、「前回団体交渉後に組合から議事録が送られてきたことを受けて、会社が作成したメモを手交したが、議事録のイメージが双方で大きく異なるので、共通のものを作るのが困難であると思われ会社は、録音テープはこれまで説明した理由で応じられないことを説明した」と続けているが、その内の「共通のものを作る」は組合が議事録の必要性を訴えた時の言葉であり、それを会社が拒否の理由に使っ

たものをそのまま認定している。そして一度認めた議事録作成を会社側は、組合の議事録を気に入らないとし、もうやらないと一方的に拒否した事実。さらに組合は代案として双方の議事録を交換する提案をしたが、これも一方的に拒否した事実が全て欠落しており、初審命令は栗津証言のみを丸写しにしたものであることを明らかにした。

## 都労委命令の誤りその3 団交会場

「会社側は、組合の求める会議室は他社の会議室であり、業務で常時使用されていることとして応じられない旨回答した」は栗津証言の丸写しであり、事業閉鎖時に存在した御用組合との団交は、会社会議室で、社長、副社長が出席して行われたにもかかわらず、ユニオン東京合同との団交は会社会議室を拒否し続けた不当な組合差別であることを明らかにした。

## 都労委命令の誤りその4 80億円の繰越欠損金と決算書提出

組合が日本ブリタニカ(株)とシカゴ本社の決算書の提出を繰り返し求めたなかで、会社が断片的に応答した中の、意味不明な「繰越欠損金80億円が全てを物語ると説明した」と栗津証言を丸写しに認定して、会社側が一旦は認めた決算書提出を拒否した事実を欠落させたことを明らかにした。

## 都労委命令の誤りその5 「交渉は平行線であった」

都労委の認定は、第3回団交で組合が「このような団交を何回やっても仕方がない」と発言したとしているが、第3回団交で組合はこのような発言はしていない事実を指摘した。

第9回団交で組合が、奥井社長が団交に出てこない、文書回答もしない、議事録も認めないという会社側を批判したことを使って会社側代理人が「交渉が平行線ということか」と誘導尋問をし、栗津証人が「はいそうです」と答えさせると言うトリックを使った。これを使って第3回団交全体に対する組合発言と認定してい

る事実を暴露した。

## UTG 活動経過 & スケジュール

### 都労委命令の誤りその6 「奥井社長の団交出席」

都労委命令は、「奥井社長が団交に出席しないことで団体交渉に支障はなかった」と認定しているが、組合が一貫して団体交渉の度ごとに奥井社長がどのような解雇回避努力をしたかについて、社長が団交に出席し自ら組合に説明することを求めてきた事実を全く無視した認定であること、さらに「支障はなかった」の認定には、都労委命令の誤りその1の「組合に十分に説明した」を含ませていて、二重、三重にも誤った無責任な認定であることを暴露した。

### 都労委命令の誤りその7 「日本ブリタニカとブリタニカ・ジャパンは別会社」

日本ブリタニカ事業閉鎖の後唯一残されたのはブリタニカ・ジャパンだけであり、英会話事業以外の日本ブリタニカの全ての事業をジャパンに引き継いで営業していること。両社は同じ奥井社長、栗津取締役と、人も事業も引き継いでいること。会社住所も同じであることを組合は審問で明らかにしたが、都労委命令は会社側の主張を精査することなく、鵜呑みにした「別会社」と認定していることを明らかにした。

6月	10日	火	東京交流センター運営委員会に佐藤委員長出席・要請。
	13日	金	裁判員制度反対集会に参加
	19日	木	育成会分会団交 全日本育成事務局会議室 17時半～
	21日	土	山田書院労組千葉闘争
	21日	土	沖縄集会に参加
	29日	日	洞爺湖サミット粉碎！ 6.29 全国労働者総決起集会
	2日	水	全日本育成会第4回調査 東京都労働委員会
7月	6日	日	洞爺湖サミット粉碎！7・6札幌現地闘争
	7日	月	定期執行委員会
	19日	土	第21回ス労自主を支える会総会 とき 14時～17時 ところ 三田福祉会館A会議室
	20日	日	東京労組交流センター女性部総会
	22日	火	育成会分会第14回団交
	26日	土	動労千葉を支援する会総会
	27日	日	反戦反核東京集会
8月	29日	火	ス労自主中労委
	5日	火	8.5 広島 産別交流集会
	6日	水	8.6 ヒロシマ大行動
	19日	火	育成会分会都労委第5回調査

### 結 語

以上報告したように都労委命令は、組合の立証を100%無視した不当なものであり、中労委の審問においても何一つ新たな会社側立証は無い。都労委命令は覆されなければならない



「洞爺湖サミット粉碎！6.29全国労働者総決起デモ」

## 編 集 後 記

G8洞爺湖サミットが開催された。東京では6月29日、渋谷で激しい湯気の上昇デモが闘い抜かれた。6日は札幌でも抗議の集会デモがあった。残念ながら北海道には行けなかった。

“アジサイの色移りゆく気もそぞろ。デモ！”(俊)

7月10日現在、私はとうとう「給与」も1万数千円となってしまいました。これから「無収入」です。今は無駄を省いた生活をしています。絶対負けるもんか！「反省とは、自らの行動に責任を取ることで、自分のしたことの過ちを悟り、犯した罪の償いをし、二度と同じ過ちを繰り返さないことです。自分の罪を世間に証もせず、何も失うことなくただ許しを請うだけでは反省とはいえない... (ソ・チャング&談)」これを「反省」「責任」を果たさない者に言うておく(爽)